

ラオスにおける禁止事業分野リストの改正について

2026年5月18日

One Asia Lawyers Group ラオス事務所

1. 経緯

ラオスでは、外国資本の参入を制限している事業分野があり、規制の目的や外資出資比率などに応じて、複数のリストで管理されています。主なものとして、以下があります。



- 2013年8月26日付「外国投資家に対する条件付事業リスト」
- 2015年7月13日付「ラオス国籍者に留保される事業リスト」
- 2019年1月10日付「ネガティブリスト事業およびコンセッション事業に関する首相令」

今回改正されたのは、これらとは別に定められている、2013年8月26日付「ラオスにおいて禁止される事業分野リスト（No1592）」です。同リストにある事業は、内資外資問わず、事業を行うことを禁止されています。

今回の改正は約13年ぶりとなりますが、禁止対象となる6つの事業分野自体に変更はありません。一方で、各事業に関連する法令や制度が近年改正されているため、リストが改正されました。

2. 6つの事業分野と関連法令について

下記リストに記載された事業については、当該事業を行う目的で会社を設立したり、事業許可証を取得したりすることはできません。

| | LSIC | 禁止事業分野 | 参照法令 | 管轄省庁 |
|---|-------|----------------|---|------|
| 1 | 20119 | 危険化学物質第1種を扱う事業 | 2011年4月6日付「物品の輸出入に関する首相令（No114）」 2012年5月28日付「鉱物及び工業用化学品の管理に関する合意（No104）」 2016年11月10日付「化学物質管理（No07）」 | 商工業省 |

| | | | | |
|---|-------|---|--|------------|
| 2 | 07210 | あらゆる種類の放射性鉱物を扱う事業 | 2008年6月9日付「鉱物製品輸出に関する首相令（No90）」 2011年12月20日付「鉱物法（No02）」 | 商工業省 |
| 3 | 25200 | 弾丸、武器・戦車を扱う事業（産業用爆発物を除く、別途許可必要） | 2001年7月12日付「ラオスにおける爆発物の管理及び使用に関する合意（No39）」 2017年5月17日付「刑法典（No26）」 | 国防省 |
| 4 | 01289 | アヘン、ケシの実、ケシの花、乾燥ケシ、加工されたケシ、大麻、コカインおよびそれらの派生物を扱う事業 | 2007年12月25日付「麻薬法（No10）」 2009年2月20日付「麻薬法施行に関する首相令（No076）」 2017年5月17日付「刑法典（No26）」 | 治安維持省及び保健省 |
| 5 | 20221 | 紙幣、造幣インク、造幣機器、通貨偽造に使用される機器を扱う事業 | 2024年12月11日付「ラオス中央銀行法（No66）」 | ラオス中央銀行 |
| 6 | | その他、関連法に基づき禁止される事業 | | 関連機関 |

※LSIC：ラオスには、国際標準産業分類コード（ISIC）を基礎として、ラオスの産業構造に当てはめた、ラオス独自の産業分類コード（LSIC）が存在します。

※参照法令の太字が追加又は改正された法令です。

以 上

〈注記〉

本資料に関し、以下の点ご了解ください。

- ・今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

「One Asia Lawyers Group」は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア

各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

One Asia Lawyers Group ラオス事務所においては、日本人専門家 1 名を含む合計 6 名の体制で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。各種フォーマットの提供や動画配信（例えば、「ラオスにおける解雇規制とその留意点」等）を行っております。本記事やご相談に関するご照会 は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal (藪本 雄登)

satomi.uchino@oneasia.legal (内野 里美)



[藪本 雄登](#) One Asia Lawyers メコン地域統括

One Asia Lawyers の前身となる JBL Mekong グループを 2011 年に設立。メコン地域流域諸国を統括。カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、ベトナムで数年間の駐在・実務経験を有し、タイや CLMV の各国につき、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対する各種サポートを行う。



[内野 里美](#) 弁護士法人 One Asia ラオス事務所

2016 年より One Asia Lawyers ラオス事務所に駐在。ラオス国内で 15 年以上の実務経験を有する。ラオス語を駆使し、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対して各種サポートを行う